

## 国民年金保険料を口座振替で前納するとおトクです！

保険料の納付は、支払いの手間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。



保険料の前納を口座振替にすると更に割引額が増えます

1年度分の国民年金保険料を一括して前納すると・・・

現金払いでは、2,950円の割引。

これを口座振替にすると更に540円の割引となり、併せて3,490円もおトクになります。

(6ヵ月前納も口座振替がおトクです。)

口座振替での1年度分の前納は、平成18年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、お早めにお申し込みください。

口座振替日は4月30日（今年は4月30日が休日のため5月1日）です。

既に手続きをされて、口座振替で1年度分を前納されている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

口座をお持ちの金融機関でも手続きが可能ですが、3月末の申込期限間近に手続きをされた場合、社会保険事務所への登録が間に合わないことがありますので、旭川社会保険事務所（旭川市宮下通2丁目1954-2）へ直接お申し込みください。

月々の口座振替も早割（当月保険料の当月末引落し）にするとおトクです

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると月50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヵ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落しとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

### 早割のイメージ図

通常の口座振替			早割の口座振替	
保険料	引落日		保険料	引落日
3月分	⇒ 4月末日	➔	3月分	⇒ 4月末日
4月分	⇒ 5月末日		4月分	⇒ 4月末日
5月分	⇒ 6月末日		5月分	⇒ 5月末日

割引額の50円は、平成18年度の割引額です。平成18年3月分までの割引額は月40円です。

口座振替の申し込みは、社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口（申込用紙は備えています）で手続きを行っていただくか、申込用紙を社会保険事務所へ郵送する必要があります。

申込みには、金融機関届出印と基礎年金番号が必要となります。基礎年金番号は年金手帳や納付書であらかじめご確認ください。

口座振替の申込用紙（早割への振替方法変更も同じ申込用紙）は、役場・旭川社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/> からプリントアウト（印字）することもできます。

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替の申し込みとなります。